

学生・教職員の皆様

新型コロナウイルス感染症に関する取扱いについて

1) 保健室への報告について

新型コロナウイルス感染症になった場合は必ず下記 **Google フォームから報告**してください。
Google フォームからの報告は、必ず療養期間(発症後 5 日)が終了するまでにお願いします。

【新型コロナウイルス陽性者報告フォーム】【日本語】<https://onl.tw/mYwkx5v>

【英語】<https://onl.tw/LbFU87E>

●療養期間中の授業に関しては、担当教員及び学生課に連絡し、ご相談ください。

●教職員の皆様も、陽性になった場合 Google フォームより報告をお願いいたします。

2) 療養期間

発症日を 0 日として 5 日間、且つ症状軽快後 24 時間経過するまでとなります。この期間は、学校保健安全法施行規則の定めに基づき、**登校・出勤は控えてください**。なお、発症から 6 日目より登校が可能となります。また、「濃厚接触者」の対応はなくなりました。

3) マスク着用について

発症2日前から発症後10日間はウイルス排出の可能性のあることから、不織布マスクの着用、高齢者等ハイリスク者との接触は控える等、周りの方へ移さないよう配慮することへのご協力をお願いします。

●感染症状がある間は他者への感染拡大を防ぐためマスクの着用を推奨します。

●日常生活でのマスクの着用については、個人の判断に委ねます。

4) 各届出について

欠席届を申請する際は、下記をご参照の上、学生課にお問い合わせください。

https://www.shibaura-it.ac.jp/campus_life/guide/document.html

※下記厚労省 HP をご参照ください。

●コロナ対応方針

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

※コロナウイルス感染症は、5 類になりましたが、重症化リスクの高い人やご自身や大切な人を守る為に、引き続き感染症拡大防止を心がけてください。

お問い合わせ 保健室: nurse-staff@ow.shibaura-it.ac.jp